

令和8年度 中野区防犯機器等購入 緊急補助事業



侵入盗被害防止に有用とされる防犯機器等を購入し、設置した方へ、費用の一部を補助します。

対象者

中野区に住民登録があり、お住まいの住宅(中野区内に限る)に、防犯対策用として防犯機器等を購入し設置をした方
(令和8年度中、1世帯1申請)
※令和7年度に本補助金の交付を受けた世帯は対象外

補助割合と 補助上限額

○購入及び設置費用の総額の4分の3 (※千円未満切捨て)
※申請者は4分の1を負担
○補助上限額 3万円

補助対象 期間

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)までに購入し、
設置完了したもの

申請受付 期間

令和8年5月11日(月)～令和9年1月29日(金)
※予算額に達した場合やその他の理由により、期間途中でも
補助を終了する場合があります。

申請方法

(1)オンライン(中野区ホームページ)
(2)窓口(区役所8階)
※窓口申請時間は、月曜日から金曜日(祝日、休日、年末年始除く)
午前8時30分～午後5時まで
◆FAX及び郵送での申込受付は行いません。

◎詳しくは中野区ホームページをご覧ください

中野区防犯機器等購入緊急補助事業 [検索](#)



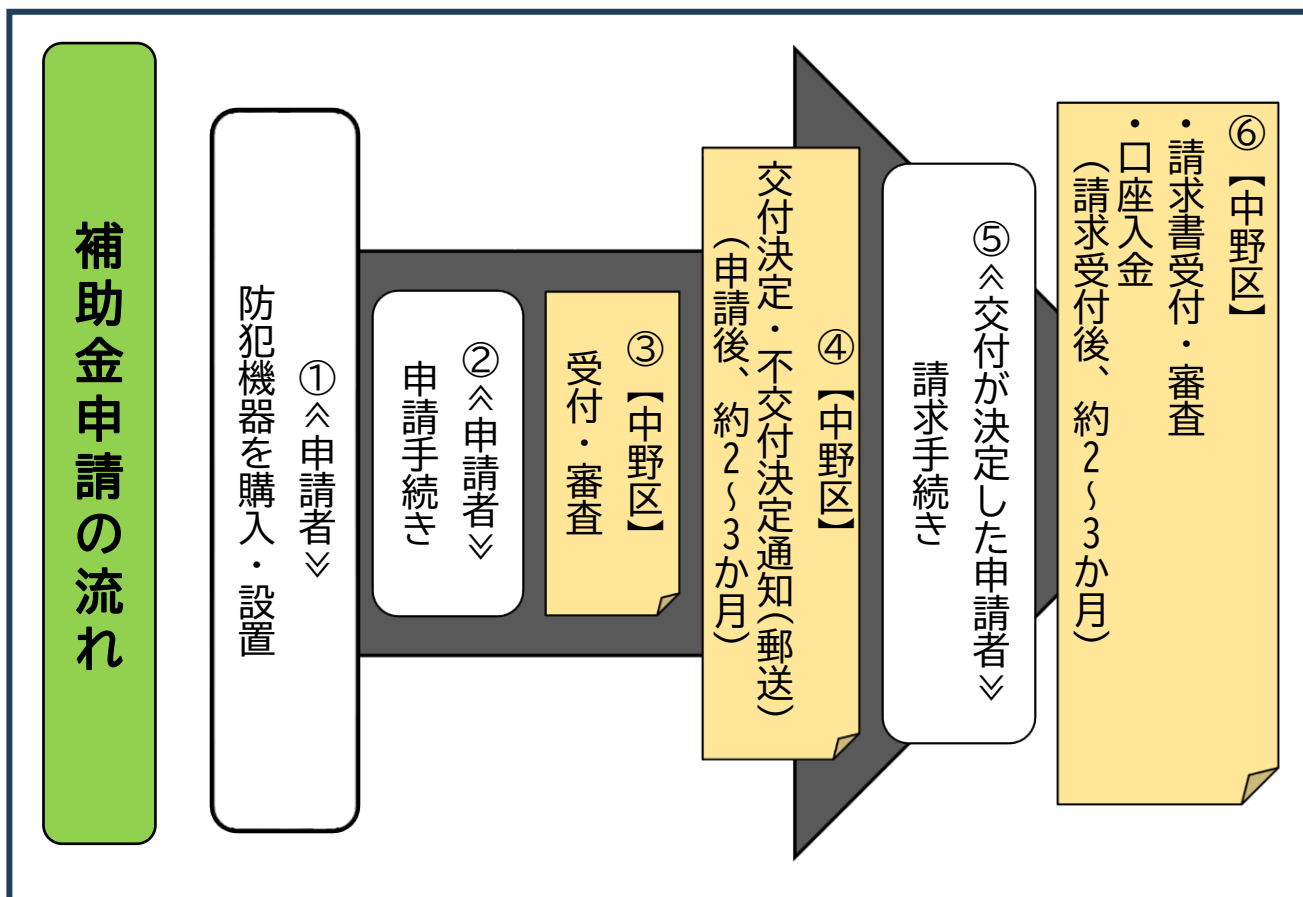
※本事業は東京都の「防犯機器等緊急補助事業」と連携しています

【お問合せ先】〒164-8501中野区中野4-11-19 (区役所8階)
中野区防災危機管理課 生活・交通安全係 ☎03-3228-8736
E-mail: kikikanri@city.tokyo-nakano.lg.jp

補助対象品目

補助対象期間内に「新品購入し設置が完了した」下記の品目について、補助します。

1	防犯カメラ	犯罪の防止を目的として、継続的に撮影をしている録画機能付きのカメラ。当該機器購入に際し、必要最小限の範囲内において購入した記録用メディア等関連機器を含む。ただし、侵入者対策として侵入者が認識できる方法であり、かつ、屋外に設置したものに限る。なお、撮影範囲内に入る住宅等の使用者の同意を得る等近隣住民のプライバシー保護に万全を期すること。
2	カメラ付きインターホン	訪問者の姿を映像で確認及び録画をすることができる機能を有するインターホン。当該機器購入に際し、必要最小限の範囲内において購入した記録用メディア等関連機器を含む。なお、撮影範囲内に入る住宅等の使用者の同意を得る等近隣住民のプライバシー保護に万全を期すること。
3	防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに取り付ける厚さ350マイクロメートル以上のフィルム。ただし、犯罪被害防止以外の用途のフィルムは対象外とする。
4	防犯ガラス	犯罪の防止を目的として、2枚のガラスの間に柔軟かつ強靱な特殊中間膜を挟み、熱及び圧力を加えて接着しているガラス。ただし、上記の機能を有しないガラスは対象外とする。
5	面格子	住宅の窓の外側に取り付ける金属製の格子又は格子柵
6	窓シャッター	住宅の窓の外部に取り付ける侵入を防ぐ等の役割を担う金属製シャッター
7	防犯性能の高い玄関錠	玄関からの侵入を防ぐためにピッキングや破壊に強い性能を有する玄関錠
8	防犯性能の高い玄関補助錠	主錠に加えて防犯性を高めるために取り付ける錠
9	人感センサーライト (屋外設置のみ)	人の動き等で侵入者を感知し、自動的に一定の時間ライトで照らす照明器具
10	人感センサーアラーム (屋外設置のみ)	人の動き等で侵入者を感知し、自動で警告音が鳴る装置



主な必要書類(品目、内容によって提出書類が異なります)

●申請時

- (1)申請書
- (2)申請者本人の確認書類(住所、氏名等がわかる公的証明書)
- (3)購入及び設置に関する支払がわかる領収書等(宛名は申請者本人のフルネームが必須、製品名等の記載が無いレシートは不可)
- (4)購入及び設置した防犯機器等の内容(メーカー名や型番)が確認できる資料【カタログ、パンフレット、実際購入した機器類の写真等】
- (5)防犯機器類の設置後がわかる写真
- (6)同意書 対象物件が共同住宅(賃貸住宅、分譲マンション等)、その他必要に応じてご提出していただく場合があります。

●交付決定後

- (1)請求書兼支払金口座振替依頼書(必ず申請者名義であること)
- (2)振込先口座情報の確認できる書類(通帳、キャッシュカードの写し)等

主な留意事項

1. 申請対象者について

- ◎令和8年度申請時に中野区に居住し、かつ住民登録をしている世帯が対象となります。
- ◎共同住宅(賃貸住宅、分譲マンション等)の管理組合、所有者、管理者等の方からの申請は出来ません。
- ◎共同住宅(賃貸住宅、分譲マンション等)にお住まいの方も申請できますが、必ず所有者、管理組合等の承諾を得て下さい(同意書等の提出が必要)。なお、エントランス、駐輪場等の共用部分への設置は対象外となります。
- ◎複数の機器等を購入した場合は合算額で申請可能とします。ただし、補助上限は変わりません。
- ◎令和8年度中で、1世帯での申請回数は1回のみとし、同一世帯複数での補助は受けられません。
また令和7年度に本補助金の交付を受けた世帯は対象外となります。

※暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員、区民税を滞納している者は除く。

2. 補助対象について

- ◎事業実施期間中に新品購入及び設置を完了された防犯機器類が申請対象です。
- ◎防犯機器のレンタルやリースは補助の対象外です。また、購入に伴う配送料、撤去・廃棄・移設費用、手数料、通信料、電気代、振込手数料も補助対象外です。
- ◎店舗や事務所として使用している部分への購入及び設置は補助対象外です。
- ◎施行業者以外に設置した場合の材料費等や謝礼は、補助対象外です。
- ◎防犯カメラを設置する場合は、プライバシー保護に配慮し、撮影範囲に入る住居等管理者への事前説明を行い、必ず同意を得て下さい。
- ◎設置した機器について、中野区が現地調査を行う場合があります。

3. 提出書類について(特に注意すること)

- ◎宛名の無い(苗字のみ)領収書やレシート、発行者名(会社名)等記載がないもの、支払い内容が不明な領収書では申請できません。
- ◎申請時に提出される領収書の宛名と補助交付決定後に提出していただく「中野区防犯機器等購入緊急補助金請求兼支払金口座振替依頼書」の名義はすべて申請者と同一です。
- ◎クーポンやポイントを利用した場合は割引後の金額が補助対象です。
- ◎審査により申請書類に不備があった場合には、再度提出を依頼いたします。適正な申請書類の提出がない場合には、補助金は不交付になります。

※CP部品(防犯性能の高い建物部品)を推奨しています。警察庁ホームページ(住まいる防犯110番)もご参照ください。

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/top.html>